

「京都北部国際支援ネット」規約

第1条（名称）

本会は京都北部国際支援ネットと称する。（以下「本会」と記す。）

[略称：KNIS-Net（Kyoto North International Support Network）]。

第2条（目的）

本会は外国籍児童・生徒や青少年及び、その家族が日本での生活上直面している困難さを理解しつつ、その困難さの軽減のための支援を行うことを目的とする。併せて、多文化・異文化を尊重し、交流しながら共生できる社会を目指す。

第3条（活動）

本会は前条の目的を達成するため次に掲げるような活動をする。

- 義務教育課程にある外国籍児童・生徒への学習支援
- 義務教育後の外国籍青少年への学習支援
- 上記児童生徒や青少年の家族との交流
- 上記児童生徒や青少年の支援に必要な関係機関との連携

第4条（会員）

本会は目的に賛同する個人によって構成する。

第5条（会費）

年会費は正会員3,000円、家族会員は1,000円とする。但し、いずれも18才以上。

第6条（経費）

本会の活動の経費は、会費及びその他の収入をもって当てる。

第7条（予算）

代表は収入並びに支出の予算を立案して総会に提出し、過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第8条（決算）

代表は内規に定める様式で決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条（役員）

1. 本会には次の役員を置く。
 1. 代表（1名）
 2. 副代表（1名）
 3. 総務部長（1名）
 4. 総務（若干名）
 5. 監事（2名）
 6. 顧問（若干名）
2. 役員は総会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。
役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
3. 代表は会務を総括し、会を代表する。
4. 副代表は会長を補佐し、その職務を代理する。
5. 総務部長・総務は、会の運営や活動がその目的に沿って行われるよう、代表・副代表を補佐する。
6. 監事は、会の会計や業務の状況を監査する。
7. 顧問は、会の活動が速やかに執行されるよう支援を行う。

第10条（会議）

1. 事務局会議

代表、副代表、総務部長で構成し、日常活動を行う。

2. 役員会

全役員で構成する。必要に応じて代表が招集し、活動全般について審議する。

3. 総会

全会員で構成する。必要に応じて代表が招集し役員会の提案について審議・決定する。

第11条（退会）

事務局への退会届けの提出をもって退会とする。

会員の退会は何人もこれを妨げてはならない。

第12条（設立年月日）

本会の設立年月日は2019年9月22日とする。

第13条（所在地）

本会の所在地を次のとおりとする。

京都府舞鶴市真倉835番地

附則

本規約は、2019年9月22日制定し、即日これをもって施行する。